

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

布施公判 3・18 反動判決彈劾 千葉地裁の

日刊動労字典

87. 3. 23

國鐵千葉動力車勞働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）一九三五・六・（公衆）〇四七二（22）七一〇七

87. 3. 23

動労千葉が、動労「本部」から分離・独立した翌年の一九八〇年。八〇春闘・動労千葉破壊を目的とした動労革マル分子による津田沼支部への暴力襲撃によつて発生した、いわゆる

「一四・一五事件」を口実とした布施書記長（当時・組織部長）への懲戒免職処分に対して法廷闘争をたたかいぬいてきたが、三月十八日、千葉地裁は動労千葉の処分無効請求を「棄却する反動「判決」を行つた。これは、先の「東京地裁仮処分却下」と同様、動労千葉破壊を唯一目的とした権力・司法・国鉄当局、その手先である革マル松崎らが一体となつてかけてきた超反動攻撃だ。われわれは不当極まりない政治的「判決」を満腔の怒りと重大な決意をもつて弾劾する。

権力・司法・革マル

「一体どうしただ反動半決」
千葉地裁民事、裁判長・友納は「勤労千葉の請
求棄却」の反動判決を下した。

「一五事件」 があつた。

そもそも、八一年に公判開始されて、八五年九月結審となつた以後、裁判所は一年有余にわたつて判決期日を指定せずにきたが、分割・民営化移行を間近にした三月十八日に「判決」公判を決定するなどの事態をみると、極めて邪悪な意図のもとにだされた不当「判決」であることは明らかである。

反動裁判長・友納は「判決」理由についても「四・一五事件、及び五五春闘における事実関係は、客観的、公正かつ適確になされた現認等の評拠に基づくもので、職場規律に違反し、著しく不都合な行為であり免職処分は妥当」としているが事実関係ひとつとっても当日の責任が全て勤労手帳にあるがごとく意図的に作成された現認報告に基づいており、「客観的、公正かつ適確」などと必要以上に強調、ここに確信のなさがアリアリヒみてとれる。

十四・一五」襲撃指揮者

鐵道労連役員

七九年、動労千葉
による動労千葉
壞がことご
く失敗する
で、当局・甚
マル共通の願
望であつた動
労千葉破壊
ジェット闘争
破壊の攻撃と
して「四・

「四五事件」
があった。
「四・一五事
件」の津田沼
襲撃が札つ
きの動労革
マルの村上
・竹内・奈
良・室井ら
によって指
揮された事
実を忘れる
ことはでき
ない。今日、
彼らは自民
・国鉄当局
・鉄労らに
ヒレ伏し、
おぞまし
いかぎりの
忠誠・屈服
競争で延命

一九八〇年
4月15日 津田沼

全組合員・家族の強固な團結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！